

競争的資金等の不正に係る調査の体制・手続等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 流通経済研究所の「競争的資金等の適正管理の規程」第6条第1項に定める「告発等」、および第2項に定める不正に係る「調査等」の体制・手続等を定める。

(告発等の取扱い)

第2条 告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を「競争的資金を配分する機関」に報告する。また、報道や外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(調査委員会の設置および調査)

第3条 調査が必要と判断された場合は、委員の半数以上が外部有識者かつすべての委員が告発者および被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成される調査委員会を設置し、調査を実施する。

2. 調査委員会は、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
3. 委員について、告発者および被告発者は、調査委員会が定める期間内に異議申立てをすることができる。

(調査中における一時的執行停止)

第4条 被告発者が所属する部門・室の部門長・室長は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、競争的資金等の使用停止を命ずることとする。

(認定)

第5条 調査委員会は、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

2. 調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間は、150日以内を目安とする。
3. 調査委員会は、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行う。
4. 本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定される。

(配分機関への報告および調査への協力等)

第6条 被告発者が所属する部門・室の部門長・室長は、調査の実施に際し、調査方

針、調査対象および方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2. 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
3. また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
4. 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告および調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
5. また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。

(告発者・被告発者の保護等)

第7条 相談、告発、調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者および被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしてはならない。

2. 告発をした、または告発をされたことを理由に、告発者・被告発者に対して不利益な取扱をしてはならない。

(不服申立て・再調査)

第8条 不正行為を行ったと認定された被告発者は、調査委員会が定める期間内に、委員会に不服を申立てることができる。

2. 不服申立ての審査・再調査は、調査委員会が行う。再調査は、50日以内を目安として調査結果を覆すか否かを決定する。また30日以内を目安として再調査を行う。
3. 不服申立てがあった場合は、配分機関に報告する。
4. 調査結果の公表やその項目は、調査委員会が決定する。

(この規程の改正と解釈・運用)

第9条 この規程の改正は、理事長の決定により行う。また、解釈・運用に疑義のあるときは、経営・事業推進室長の判断に従う。

附則

1. この規程は、令和3年(2021年)9月1日から施行する。
2. この規程は、令和4年(2022年)3月31日より一部改定する。